



いばらき宅建



神磯の鳥居(大洗町)

新年のご挨拶 張替会長	p1
新年のご挨拶 伊藤会長	p2
不動産フェア開催状況報告 パート2	p3~5
(竜ヶ崎会場、つくば会場、牛久会場、下妻会場、 ひたちなか会場、取手会場、石岡会場、日立会場、水戸会場)	
第2回法定研修会開催のご案内	p6
平成28年度新規免許取得者研修会開催のご案内	p6
国土利用計画法の届出について	p6
判例紹介(2例)	p7~10
宅建試験結果報告	p11
新入会員紹介	p11





新年のご挨拶

公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会茨城本部

会長・本部長 **張 替 武 敏**

明けましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、晴れやかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平成29年の新年にあたり、ご挨拶申し上げます。

私は、昨年5月に（公社）茨城県宅地建物取引業協会会長並びに（公社）全国宅地建物取引業保証協会茨城本部本部長へ就任させていただき、さらに6月には（公社）全国宅地建物取引業保証協会中央本部の財務委員長にも選任いただきました。

皆様方のご協力とご支援により、無事に会務の運営を遂行することが出来たことに対し、心より御礼申し上げます。

さて、昨年の宅建業界を顧みますと、6月に宅建業法の一部改正が行われ、インスペクションに関する事項が重要事項説明に付け加えられることになりました。また、27年の5月に全面施行された空家対策の特別措置法に関しましては、その対応が関係各方面で活発に行われています。いずれも現在の業界における最重点課題であり、特に空き家問題に関しては、業界だけでなく各都道府県、各市町村の抱える大きな問題として、その対応・対策に取り組んでいるところであります。

宅建協会では、市町村が運営する空き家バンクの登録物件に対し、媒介業者を紹介する協定の締結や、空家対策特別措置法に基づき設置される空家等対策協議会への委員の派遣依頼に対する委員推薦など市町村が活発に取り組んでいる活動に対し全面的に協力をさせていただいております。空き家問題の解消のためには、宅建業界の活動は不可欠であり、本会と致しましても重要な会員支援事業の一環と捉え、今後も活動して参ります。

また、6月の業法改正に盛り込まれたインスペクションへの対応に関しましては、まだまだ不透明な要素が山積しております。具体的な対応がまとまりましたらいち早く会員の皆様方には情報を提供させていただきます。

本年の活動と致しましては、公益法人として求められている社会的使命を念頭におきつつ、これまでの事業を踏襲し、多くの会員の方に参加いただける事業と消費者の方にも広く参加していただけるような事業となるよう工夫をしまいに考えており、私たちの宅建協会の活動を広く世間にアピールし、認知度のアップに取り組んで参ります。

本年は、宅建協会創立50周年・保証協会45周年の大きな節目の年を迎えます。私たちは、本年より50年先を見据え、将来の業界のあるべき姿を想像しながら各種事業を検討して参ります。

結びに、会員の皆様方のご健勝とご多幸をご祈念すると同時に、本年は酉年ですので、我々不動産業が飛躍の年となることをご期待いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

全宅連50周年・全宅保証45周年の節目の年
～「ハトマークグループ・ビジョン2020」を策定します～

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

会 長 伊 藤 博

新年あけましておめでとうございます。年頭にあたり一言ご挨拶を述べさせていただきます。

ご承知のとおり、昨年は英国のEU離脱、米国大統領選挙トランプ氏勝利・TPP離脱表明等、今後の世界経済に大きな影響を及ぼす出来事がありました。国内では、日銀のマイナス金利政策による住宅ローン金利の史上最低更新、国勢調査で戦後初めて総人口が減少に転じるなど少子高齢化傾向が進んでおります。

このような中、喫緊の課題である既存住宅流通活性化対策としては、税制面で住宅や土地の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置や事業用買換え特例など各種流通課税の特例が延長されました。空き家対策として本会が要望してきた所有者情報開示は、国交省にて関係省庁と協議のうえ今年度中にガイドラインが策定される見込みです。また、空き家・既存住宅活性化のため実態に則した媒介報酬規定の見直しも引き続き検討する所存です。

本年4月1日施行の改正宅建業法にて全宅連に対し体系的な研修実施の努力義務が課せられるとともに、全宅保証は研修費用の助成を行うことができるようになります。これを契機に不動産キャリアパーソンの更なる充実に取り組んでいく所存です。また弁済業務保証金の弁済対象者から宅建業者が適用除外となるため引き続きコンプライアンス等の徹底を図っていきます。

平成29年は全宅連創立50周年・全宅保証創立45周年の節目の年であります。昭和42年の全宅連発足、同47年の全宅保証発足以来現在に至るまで両団体は、土地・住宅政策要望、大手フランチャイズ対策、レインズの構築、銀行の不動産業進出問題、宅建士名称変更、苦情解決・弁済業務等、業界最大の公益団体として宅地建物取引の適正な運営と消費者保護の面で多大な役割を果たしてきました。

本会では次なる50年に向け、現状を分析し戦略課題を明らかにし「ハトマークグループ・ビジョン2020」を策定いたします。本ビジョンにより各都道府県協会の進むべき道筋を示すとともに、全宅管理・ハトマーク支援機構と連携し、「地域により添い、生活サポートのパートナー」である皆様の経営基盤の強化・業務支援を展開する所存です。

「みんなを笑顔にするために」会員各位のますますのご繁栄とご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





不動産フェア開催

Part 2



竜ヶ崎会場

開催日：10月2日（日）

龍ヶ崎市内本庁商店街通りでの『コロッセFes in 龍ヶ崎』にて実施



つくば会場

開催日：10月22日（土）・23日（日）

つくばカピオでの『つくば産業フェア』にて実施



牛久会場

開催日：11月3日（木）

牛久市中央生涯学習センターでの『うしくWaiワイまつり』にて実施



本年も、各地域におきまして不動産フェアを開催し、地域住民の方との交流を深めました。

前号におきまして鹿嶋会場、守谷会場、古河会場の開催状況をご報告させていただきましたが、引き続き行われました会場の状況をご報告いたします。

下妻会場

開催日：11月3日（木）
イオン下妻店にて実施



ひたちなか会場

開催日：11月5日（土）・6日（日）
ひたちなか市総合運動公園体育館での『ひたちなか市産業交流フェア』にて実施



取手会場

開催日：11月5日（土）・6日（日）
取手緑地公園での『とりで産業まつり』にて実施



石岡会場

開催日:11月6日(日)

いしおかイベント広場での『いしおか商工祭』にて実施



日立会場

開催日:11月12日(土)・13日(日)

日立新都市広場での『日立市産業祭』にて実施



水戸会場

開催日:11月19日(土)・20日(日)

茨城県三の丸庁舎イベント広場での『水戸市産業祭』にて実施



平成28年度第2回法定研修会開催のご案内

(1)開催会場・開催日

鹿嶋会場	開催日:平成29年1月30日(月)	会場:鹿島セントラルホテル
つくば会場	開催日:平成29年2月2日(木)	会場:ホテルグランド東雲
結城会場	開催日:平成29年2月13日(月)	会場:アクロス
水戸会場	開催日:平成29年2月20日(月)	会場:水戸プラザホテル

(2)研修

演題1 適正な不動産広告の表示について(30分)

講師 (公社)首都圏不動産公正取引協議会 担当官

演題2 土地と建物の瑕疵担保責任について(90分)

・業者売主又は媒介するうえでの注意点並びにトラブルに巻き込まれないための条文の作成例
<具体的事例>

①土地の瑕疵について(地中埋設物の判明の場合)

②建物の瑕疵について(一定の年数を経過した建物が存する場合)

講師 吉野不動産鑑定士事務所 不動産鑑定士 吉野荘平先生

平成28年度新規免許取得者研修会開催のご案内

- 日 時 平成29年2月7日(火) 午後1時15分
- 場 所 ホテルグランド東雲
- 対 象 者 新規免許取得者並びに過去5年度未受講者
- 研修内容
 - 1.『宅地建物取引業の運営について』
講師:茨城県土木部都市局建築指導課 担当係官
 - 2.『不動産広告について』
講師:(公社)首都圏不動産公正取引協議会 担当係官
 - 3.『保証協会について』
講師:(公社)全国宅地建物取引業保証協会 中央本部 担当者
 - 4.『宅地建物取引業と人権について』
講師:人権啓発推進センター 担当者

<受講修了証の交付> 研修受講者に対しては、受講修了証を交付することとする。

県からのお知らせ 一定面積以上の土地取引の後には届出が必要です!

土地は貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。そのため国土利用計画法では、土地取引の届出が義務付けられています。

売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した方は、契約締結日から2週間以内に、土地の所在する市町村への届出が必要になりますので、周知についてよろしくお願いします。

※届出の必要な面積

【市街化区域】 2,000平方メートル以上

【市街化区域以外の都市計画区域】 5,000平方メートル以上

【都市計画区域以外の区域】 10,000平方メートル以上

問い合わせ先

茨城県企画部水・土地計画課 029(301)2619
(URL:<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/mizuto/index.html>)

— 建物の瑕疵 —

売主及び仲介業者の建物瑕疵に関する 告知義務違反を理由とする 買主の損害賠償請求が一部認められた事例

賃貸ビルの売買契約にあたり、雨漏り等の建物の不具合や賃借人との紛争を告げずに売買契約を締結したとして、買主が詐欺もしくは告知義務違反の不法行為による損害賠償を、売主及び媒介業者に請求した事案において、買主の請求が一部認められた事例（東京地裁 平成 27 年 10 月 14 日判決 一部認容 ウェストロー・ジャパン）



事案の概要

平成 25 年 4 月、東京都内に所在する築約 24 年の賃貸ビルについて、買主 X（原告）は、売主 Y1（被告）との間で、買主側媒介業者 Y2（被告）と売主側媒介業者 Y3（被告）の媒介により、Y1 は瑕疵担保責任を負わない約定で、売買代金額 5 億 6000 万円にて本件売買契約を締結した。

その際、Y1 及び Y3 は、本件建物について、雨漏りや給排水設備の故障・漏水等の建物の瑕疵について、発見していない旨の記載がある「物件状況確認書（告知書）」（以下「告知書」という。）を交付した。

同年 6 月に決済が行われ、同時に X は、Y2 に本件建物の管理を委託し、修繕履歴書等は Y2 が保管することとなった。

同年 8 月に X が、Y2 との管理委託契約を解除し、重要事項説明書の付属書類となっていた修繕履歴書等を受領したところ、Y1 が本件建物を取得した平成 22 年 9 月以前に漏水があったことを認識した。また同月、賃借人の 1 人より過去の雨漏りの補償と賃料の大幅減額を請求された（同年 12 月に当該賃借人は退去し、後継テナントは平成 26 年 7 月に入居した）。

同年 10 月に台風による大雨により、本件建物の複数フロアで雨漏りが発生し、調査の結果、その原因は外壁シールの劣化や外壁材の割れや止水対策の不備であると考えられたため、X は同年 11 月から 857 万円余をかけてシーリング等の改修工事を実施した。

平成 26 年 2 月に X は污水ポンプの交換工事を発注し、36 万円余を支払った。

平成 26 年 9 月、X は Y らに対し、主位的には詐欺の共同不法行為、予備的に契約締結時の告知義務違反の不法行為により、①シーリング等の改修工事費用、②雨漏りによるテナント退去に伴う空室損、③污水ポンプの交換工事費用等として、計 1445 万円余の支払を求めて本件訴訟を提起した。



2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求の一部を認容した。

(1) 詐欺の不法行為について

平成25年4月の本件売買契約締結時から同年8月頃まで、修繕履歴書等がXに手渡されない状態であったことは認められるが、これはXが本件建物の管理をY2に委託したことによるものであり、過去の雨漏りや修繕等の事実を秘して本件売買契約を締結しようとした意図がYらにあったとは認められない。

(2) 告知義務違反について

① 雨漏りについて

告知書は、売主が買主に対して物件の状況を報告するためのものであり、本件建物のように既に築後20年以上を経過し、所有権も転々と移転してきた商業ビルの売買契約時において、重要事項説明書の付属書類中に記載されている前所有者による修繕等の事実を記載する義務があるとまではいえない。Y1は本物件取得直後の平成22年11月に防水の改修工事を行っているが、その後本件売買契約締結までの間に雨漏りがあったとも認められない。買主は簡単な内覧により本物件の購入を決断し、関係書類の精査を待たずに契約書を作成して売買契約を締結しており、Xの主張の事実はYらの告知義務違反を根拠づけるものとはいえない。また、賃借人の退去と雨漏りとの因果関係も認められない。

② 汚水ポンプの故障について

平成24年12月の点検作業時に点検業者から2基あるポンプの内1基について交換・修理の推奨をする報告があり、これを停止させてもう1基のポンプの単独運転とした旨記載の平成25年2月付のシールが当該ポンプに貼付されていることからすれば、本件売買契約時点では既に停止していたものと認められ、Yらの告知義務違反と認められる。

(3) 結論

以上によると、原告の請求のうち、詐欺の不法行為による損害賠償請求は理由がなく、信義則上の告知義務違反の不法行為による損害賠償請求のうち、汚水ポンプの状況に関する告知義務違反による損害賠償請求権に基づいて40万円余の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

3 まとめ

本件は、引渡し後に発生した雨漏りや発見された設備の故障についての売主や媒介業者の責任が争われ、その一部が認められた事例である。

当機構に寄せられる相談の中でも、「瑕疵担保責任を負わない」との約定を「引渡後は売却物件の不具合等について一切責任を負わなくて良い」と思っている売主（所有者）や、アフターサービスと瑕疵担保責任を混同して「瑕疵担保責任の期間内に発生した設備の故障は売主が負担するもの」と理解している買主が見られる。

本年6月に宅地建物取引業法の一部改正が国会で可決されたが、その中でも建物状況調査（インスペクション）の実施状況やあっせんの可否について宅地建物取引業者への説明が義務付けられることとなった。

本事例においては、買主は簡単な内覧で購入を決断し、関係書類の精査も行わずに売買契約を締結したが、買主側の請求がほとんど認められなかった理由の一つとされており、建物状況調査が行われていれば、本件紛争も未然に回避できたのではと思われる。

特に消費者が契約当事者となる、中古住宅等の売買契約を締結もしくは、媒介するときにおいては、契約前にその当事者に「瑕疵担保責任」の意味を理解してもらったうえで契約締結するように努めるとともに、必要に応じて建物状況調査を活用して紛争の未然防止を図ることも必要であろう。

中古物件の売買において、漏水や設備の不具合について争われた事例としては、RETIQ 98-120・122、同 99-80、同 101-104・106 等があるので、あわせて参考としていただきたい。

（調査研究部調査役）



— 広告料名目の報酬 —

本来支払う必要のない広告料名目の金員を請求、負担させることは違法行為にあたるなどとして、貸主の借主側媒介業者に対する不法行為に基づく損害賠償請求を認容した事例

賃貸建物の貸主が、借主側媒介業者に対し、貸主側媒介業者に支払った広告料を、後日、貸主側媒介業者から広告料名目で受け取ったことは、不当利得または不法行為にあたるとして、不当利得返還請求権に基づき、予備的に不法行為に基づき支払った広告料と同額の損害賠償を求めた事案において、宅建業者が受け取ることのできる「広告料金に相当する額」とは関係なく、むしろ借主を紹介し成約したことの対価であるなどとして、賃貸人の不法行為に基づく損害賠償請求を認容した事例（東京地裁 平成 27 年 7 月 9 日判決 ウエストロー・ジャパン）



事案の概要

不動産の賃貸及び管理を業とするX（原告貸主）は、媒介業者Aに委託して、自社の所有する賃貸建物の入居者募集を行っていたが、1年を経過しても借主が決まらなかった。そこでAは、Xと相談して、年内フリーレント（フリーレント期間2か月）の条件を付けて、チラシを作成し、再度募集を強化するとともに、借主側の不動産業者に向けた条件として、契約時に借主が貸主に礼金1か月を支払った場合、広告料という名目で礼金1か月の金員を支払うという趣旨で、「礼金1か月付けた場合AD（広告費）100パーセント」とした。

チラシを見た媒介業者Y（被告 借主側媒介業者）は、Aの作成したチラシからフリーレント期間2か月を削除したチラシを作成し、借主Bに紹介して入居申込書を取得した。YとAとの契約交渉において、「借主はフリーレントを付けなくてもよいから、フリーレント2か月分と元から付いていた広告料1か月分の合計3か月分の賃料を広告料名目で支払ってほしい」と申入れ、支払方法は、XがAに広告料として賃料3か月分を支払い、その後、AからYに支払うことの条件を示した。

Xは、Yからの条件を拒めば成約に至らないと考えこれを承諾した。Xは、平成24年11月1日、AとYの立会いのもと、Bとの間で賃貸借契約を締結し、Aに対し、賃料1か月に相当する87万円余の報酬とともに、広告料として242万円余を支払った。同月30日、AはYに対し、広告料名目で242万円余を支払い、Yはこれを受領のうえ、広告料名目での同額の領収書をAに発行した。

Xは、Yに対し、Aに広告を依頼した事実もYに対し特段の広告を依頼した事実もないとして、Yに対する報酬は、宅建業法違反の報酬契約に基づいて支払われているから、Yの利得には、法律上の原因がないなどとして、返還（損害賠償）を求めた。これに対し、Yは、Aから受領した金員の対価である広告業務を行っており、利得はない。XはAに広告を依頼し、賃貸借契約に至っているのだから、何ら損失はないなどとして争った。



2 判決の要旨

裁判所は次のように判示して、Xの請求を認容した。

事実を総合すれば、Yは、長期間本件不動産の借主が決まっていないことを知った上で、当初から、Xに、宅建業法の報酬規制に抵触しないようAを介して賃料3か月分の金銭を支払わせる意図で、借主Bにフリーレントなしで本件不動産を紹介し、Bが本件不動産の貸借を申し込むと、賃料3か月分の支払いが本件不動産の成約の条件であるように従業員をしてAに話して原告に対しこれを伝えさせ、Xが拒めば成約に至らないと考えて受け入れると、Aとの間で覚書を作成し、Bに本来フリーレントがあったことを伝えないまま本件賃貸借契約を成約させ、当初意図したとおり、XからA、AからYに対し、賃料3か月分を支払わせたものと認められるから、YのAに対する申入れは、Xに対し本来支払う必要のない金員を請求し、負担させるものといえ、違法行為にあたる。

そして、Xには賃料3か月分の242万円余という損害が生じており、かかる損害とYの違法行為との間には因果関係が認められる。Yには、Xに賃料3か月分を負担させる意図があった以上、故意も認められる。

本件では、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買に関して受けることができる報酬の額第7①ただし書の「広告の料金に相当する額」とは関係がなく、むしろ、借主を紹介し成約させたことの対価であると認められる。

また、覚書や領収書は、上記のとおり、YがXから直接金銭を受け取ると、宅建業法上の報酬規制に抵触するおそれがあることから、金銭の流れの面でも、法律行為の主体の面でも、YとXとの間にAを介在させようとして、XからA、AからYへというお金の流れを取ることを持ちかけ、X及びAがこれを受け入れたために、その流れに沿って作成されたものと認められるから、Yの主張する、YとAとの間の広告料支払合意を裏付けるものとはいえない。

その余の争点につき検討するまでもなく、XのYに対する不法行為に基づく損額賠償請求は理由があるので認容する。

3 まとめ

建賃貸借市場は借手市場といわれて久しく、賃貸建物は供給過剰の状態にあり、交通・生活利便性等の立地環境が劣るもの、老朽化が進んだ建物等は空室率が高く、賃貸経営に苦戦しているオーナーは少なくない。加えて、相続税対策としての賃貸住宅の建設が続いており、競争はますます厳しさを増している。

そのような市場の中で、個人オーナーの場合、入居者の募集は宅建業者に頼らざるを得ないのが現状であるが、客付けの難易度が高い物件は、媒介業者から見ると魅力がなく敬遠されるのが現実である。ところが、逆に本事案の媒介業者のように客付け難易度が高く、入居者を早期に決めたいという貸主事情から、広告費名目の金銭やバックマージンが支払われる物件を狙う業者が存在し、貸主が不要の支出を強いられている。

このような不法行為が多いのは、媒介報酬が少なすぎるのが大きな原因であり、報酬告示を改正すべきとの議論がある。しかし、現状のまま、仮に報酬限度額を2倍にしても、これらの不法行為は減少しないと思われる。まずは、不法行為の撲滅に真剣に取り組むことが必要ではないか。



平成28年度宅地建物取引士資格試験 実施結果の概要【茨城県】

10月16日に実施いたしました宅地建物取引士資格試験について11月30日合格者が発表されましたのでお知らせいたします。

◆試験の概要

申込者数 3,562人《男2,646人、女916人》
受験者数 2,940人《男2,172人、女768人》
受験率 82.5%《男82.1%、女83.8%》

◆合格者の概要

合格者数 412人《男277人、女135人》
合格率 14.0%《男12.8%、女17.6%》

合格者の内訳

★平均年齢 36.7歳《男36.5歳、女37.2歳》
★職業別 不動産業29.9%、金融関係4.1%、
建設関係13.8%、他業種26.2%、
学生9.2%、主婦5.6%、その他11.2%

※参考
(全国数値)

★最高齢合格者 77歳
★最年少合格者 16歳
18歳未満の者 19人

新入会員紹介 (H28.10.1～12.31)

支部名	種類	免許番号	免許年月日	商号又は名称	電話	FAX
代表者	宅建士	郵便番号	所在地			
水戸	知	(1) 7128	H28.10.28	ジンエステートプランニング		
神原 和則	神原 和則	310-0046	水戸市曙町10-20		029-350-7010	350-7011
水戸	知	(1) 7120	H28.9.30	㈱シティ・クリエイト		
富田 稔	鯉渕 貴子	312-0018	ひたちなか市笹野町1-9-25 東和アーバンスポットビル4F		029-275-1411	275-1611
水戸	知	(1) 7124	H28.10.13	ふくすけ不動産		
福田 満男	福田 満男	312-0003	ひたちなか市足崎1553-3		029-285-1388	285-1388
土浦・つくば	知	(2) 6548	H24.11.30	茨城グランディハウス㈱ つくば支店		
幕内 潔	亀山 慶一	305-0816	つくば市学園の森2-16-4		029-886-7755	886-7766
土浦・つくば	知	(1) 7129	H28.10.28	㈱KIYONO		
清野 祐美子	清野 祐美子	305-0881	つくば市みどりの2-19-2		029-839-5270	839-5272
土浦・つくば	大	(4) 6097	H27.12.5	周南システム産業㈱ つくば営業所		
高橋 康之	長谷川 亮	300-4247	つくば市和台40		029-877-3405	877-3406
土浦・つくば	知	(1) 7122	H28.10.13	㈱ムラマツ		
村松 和明	小倉 正文	300-0837	土浦市石粉2604-1		029-843-1009	843-4619
土浦・つくば	大	(4) 5750	H25.3.24	㈱横尾材木店 つくば店		
横尾 守	坂入 一宏・藤田 晶紀	305-0051	つくば市二の宮2-17-2		029-898-9933	898-9930
土浦・つくば	知	(1) 7121	H28.9.30	㈱渡家不動産		
渡辺 邦男	渡辺 邦男	300-3257	つくば市筑穂2-9-4		029-846-7110	846-7120
鹿行	知	(1) 7118	H28.9.20	㈱エコワン		
山田 孝行	若槻 洋司	314-0038	鹿嶋市城山4-2-4		0299-77-5345	77-5325
鹿行	大	(1) 9082	H28.11.11	㈱ベネフィット 神栖営業所		
鈴木 勝也	鈴木 正浩	314-0144	神栖市大野原1-6-4		0299-95-8855	95-8856
県北	知	(12) 1278	H24.1.25	大みか不動産㈱ 日立店		
橋 雄一郎	棚井 能至	317-0073	日立市幸町1-8-10		0294-87-6800	87-6813
県北	知	(1) 7133	H28.11.25	タカダ総合開発		
高田 昌彦	高田 昌彦	319-1118	那珂郡東海村舟石川駅東3-1-1 東海村産業情報プラザオフィス204号		029-287-7502	287-7502
古河・岩井	知	(1) 7130	H28.11.4	㈱常陽企画		
櫻村 広史	牧原 ミサ子	306-0023	古河市本町2-1-33		0280-32-8977	32-8559

※新規免許取得者研修会へ必ずご参加ください。